

第1章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、健康増進法に基づく「健康みはら21計画」を平成18（2006）年に、食育基本法に基づく「三原市食育推進計画」を平成21（2009）年に策定し、市民の主体的な健康づくりを地域社会全体で取り組めるよう推進してきました。取組を進める中、国の動向、本市における健康づくりや食生活等の現状及び課題を踏まえ、健康づくりと食育を一体的に推進することの必要性から、平成25（2013）年3月に「健康みはら21計画」及び「三原市食育推進計画」の2計画を融合させた「健康・食育みはらプラン」を策定し、市民協働による健康づくり・食育推進により健康寿命の延伸を推進してきました。

この計画は、平成25（2013）年3月に策定された「健康・食育みはらプラン」の予定された中間評価及び必要な見直しを行うものです。計画と実態との差異や評価・成果・課題を精査することにより、計画最終年度に向けて、より適切な目標づくりや取組の強化を図り、市民の健康づくりを推進します。

また、見直しにあたり、平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を一体的に策定するものです。

2 計画策定の背景

国の「平均寿命」は、第二次世界大戦後の生活環境の改善や医学の進歩、教育や社会経済状況、国民皆保険制度の普及等を背景に、世界有数の水準となりました。

しかしながら、急速な少子高齢化や、様々な社会環境の変化に伴う生活習慣の乱れなどにより、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、歯周病などの「生活習慣病」を患う人が増加傾向にあり、社会環境の変化によるストレスで心身の不調を訴える人が増加しています。

また、平成37（2025）年には、団塊の世代が後期高齢者となり、医療や介護を必要とする人が増加することに伴い、医療費の増大や社会保障の課題などが、将来にわたる社会問題として認識されてきました。

このような社会的な状況に対応していくために、生活習慣病予防対策だけでなく、介護予防として運動機能の低下予防対策も必要です。生活習慣及び社会環境の改善を通じ、子どもから高齢者までライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小が求められています。

加えて、平成28（2016）年に自殺対策基本法が改正され、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携を図り、総合的に自殺対策に取り組むよう、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

①国の主な動き

【健康日本21（第2次）】

「健康日本21」（平成12年3月策定）の最終評価を踏まえ、平成24年7月に、国民健康づ

くり対策として、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、策定されました。あらゆる世代の人が、「平均寿命」の長さだけでなく、心身ともに質の高い豊かな生活を送ることのできる「健康寿命」の延伸、地域や経済状況の違いによる集団における健康状態の差である「健康格差」の縮小を最終的な目標として掲げています。(健康寿命：日常生活に制限のない期間の平均)

【第3次食育推進基本計画】

「食育推進基本計画」(平成18年3月策定)及び「第2次食育推進基本計画」(平成23年3月策定)の10年間の食育推進の取組による成果と、第2次基本計画以降、社会環境の変化の中で明らかになった食をめぐる新たな課題等を踏まえて策定されました。新たに「若い世代を中心とした食育の推進」、「多様な暮らしに対応した食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」を重点課題として掲げています。

【自殺総合対策大綱】

平成18(2006)年に「自殺対策基本法」が成立後は、自殺者数が、概ね減少傾向で推移しています。しかし、交通事故死者数の約6倍、1日平均66人の方が自殺で亡くなっている現状があります。平成28(2016)年には、「自殺対策基本法」の一部が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「自殺総合対策大綱」も改正されました。

第4次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))の概要

【目差す姿】

すべての国民が共に支えあい、健康で幸せに暮らせる社会

- 子どもも大人も希望のもてる社会
- 高齢者が生きがいをもてる社会
- 希望や生きがいをもてる基盤となる健康を大切にす社会
- 疾病や介護を有する方も、それぞれに満足できる人生を送ることのできる社会
- 地域の相互扶助や世代間の相互扶助が機能する社会
- 誰もが社会参加でき、健康づくりの資源にアクセスできる社会
- 今後健康格差が広がる中で、社会環境の改善を図り、健康格差の縮小を実現する社会



【基本的方向性】

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤食生活、運動、休養、喫煙、飲酒及び、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

第3次食育推進基本計画の概要

【コンセプト】

実践の環(わ)を広げよう



【重点課題】

- ①若い世代を中心とした食育の推進
- ②多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

自殺総合対策大綱の概要

【コンセプト】

誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指す



【重点施策】

- ①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- ②国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ③自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- ④自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- ⑤こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
- ⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- ⑦社会全体の自殺リスクを低下させる
- ⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- ⑨遺された人への支援を充実する
- ⑩民間団体との連携を強化する
- ⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- ⑫勤務問題による自殺対策を更に推進する

②県の主な動き

広島県では国の「健康日本 21（第2次）」、「第3次食育推進基本計画」「自殺総合対策大綱」を勘案し、「健康ひろしま 21 計画」、「広島県食育推進計画（第2次）」、「いのちを支える広島プラン（広島県自殺対策推進計画（第2次）」を策定し、対策を推進するとともに各種の関連計画により施策の展開が行われています。

【広島県関連計画】

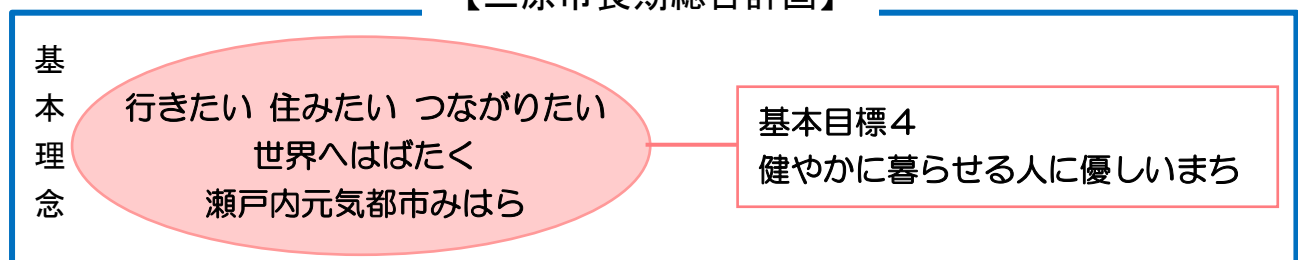
- 健康ひろしま 21 計画
- 広島県食育推進計画(第2次)
- いのち支える広島プラン(広島県自殺対策推進計画(第2次))
- 広島県歯と口腔の健康づくり推進計画
- 広島県がん対策推進計画(第2次)
- 第3次広島県肝炎対策計画
- 広島県アルコール健康障害対策推進計画
- 広島県保健医療計画(第6次)
- 広島県医療費適正化計画
- 広島県感染症予防計画

3 計画の位置づけ

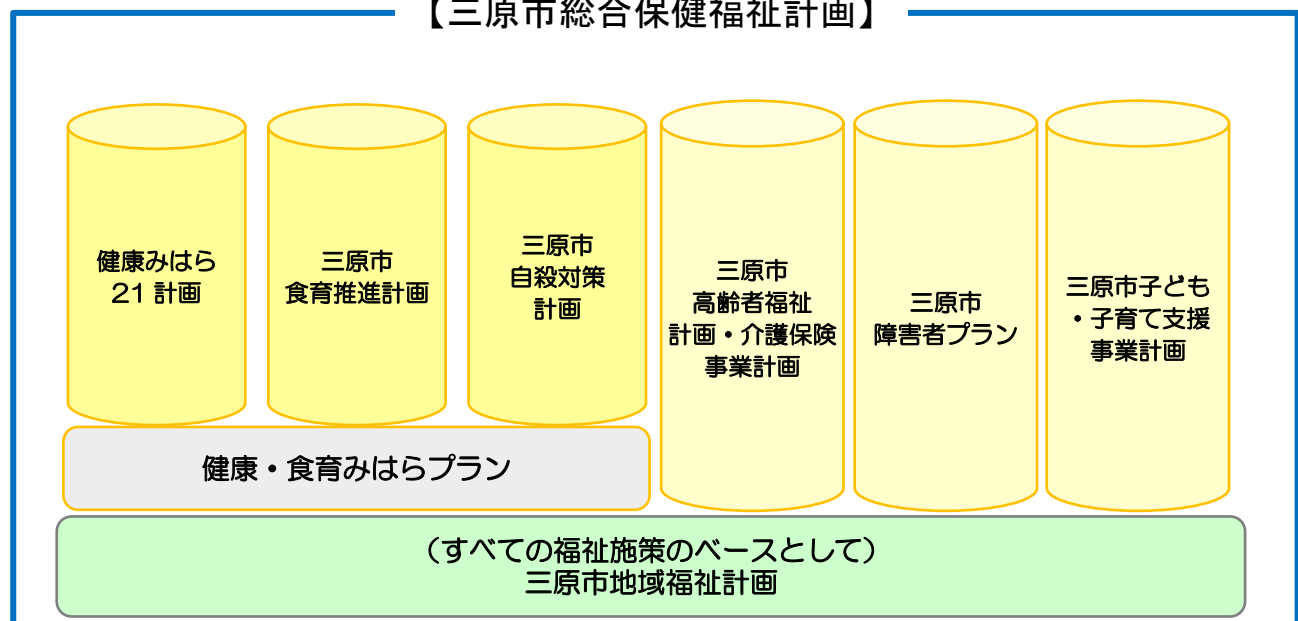
本計画は、「三原市長期総合計画」を上位計画とし、その保健福祉分野の計画である「三原市総合保健福祉計画」の一つを構成するものとして、これからの三原市の健康づくり及び食育推進の方向性、自殺対策の方向性を総合的に示す計画として位置づけます。

また、本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画、自殺対策基本法第13条の2に基づく市町村自殺対策計画を一体的に作成するものです。

【三原市長期総合計画】



【三原市総合保健福祉計画】



4 計画の期間

本計画は、「健康・食育みはらプラン」(計画期間：平成 25 年度～平成 34 年度)の改訂版として位置づけ、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の計画期間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
健康・食育みはらプラン									
健康・食育みはらプラン(改訂版)									

5 現計画の概要

